

# 契約書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下、「甲」という。）と

申込機関名 \_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）とは、次の条項によって、

$^{14}\text{C}$ ,  $^{13}\text{N}$ ,  $^{15}\text{O}$ ,  $^{18}\text{F}$  で標識された PET 薬剤の分析業務について、次のとおり契約を締結する。

## （範囲）

第1条 甲は乙の委託により、減衰した  $^{14}\text{C}$ ,  $^{13}\text{N}$ ,  $^{15}\text{O}$ ,  $^{18}\text{F}$  標識 PET 薬剤（以下、検体という。）に含まれる化合物の分析及び解析、評価業務（以下、「本業務」という。）を本契約の範囲で行う。

## （遵守する基準等）

第2条 甲は本業務を行うにあたり、医薬品医療機器法施行規則第43条「申請資料の信頼性の基準」を遵守する。

## （本業務の項目及び対価）

第3条 本業務の分析項目及びその対価は次のとおりとする。

(1) HPLC（高速液体クロマトグラフ）によるFDG（2-デオキシ-2フルオロ-D-グルコース）比放射能測定及びC1DG（2-デオキシ-2クロロ-D-グルコース）の濃度測定

1 検体当たり70,200円に消費税額を加算した金額

(2) GC（ガスクロマトグラフ）によるエタノール、アセトニトリル、メタノール等有機溶媒濃度測定

1 検体当たり65,000円に消費税額を加算した金額

## （手続き）

第4条 契約後の手続きについては、次のとおり行うものとする。

(1) 乙は、第3条(1)及び(2)の分析を依頼するにあたり、該当する内容の項目等必要な事項を記して別に定める「分析依頼書・受諾書」を甲へ提出する。

(2) 甲は、乙より提出された「分析依頼書・受諾書」の記載内容を確認後、乙へ当該書類のファクシミリ送信を以て、受諾する。

(3) 甲は、乙へ試験計画書を送付する。

(4) 乙は、検体発送時に、自己の責任において、外観、収納状況等に問題のないことを確認し、検体、別に定める「検体送付書・受領書」及び承認済試験計画書等必要書類を同封して甲へ送付する。なお、検体の輸送等に要した費用については、甲は負担しない。

(5) 甲は、検体受領後、速やかに検体の外観状態を確認し、乙へ検体を受領した旨を通知する。なお、乙は、甲が検体を受領した後は、分析依頼の取り消しはできないものとする。

(6) 甲は、乙に対し、別に定める方法にて本業務を実施し、試験成績書を乙へ通知する。但し予期せぬ事態が生じない限り、第3条(1)及び(2)の試験成績書は、原則として、検体受領後1週間（7稼働日）以内に通知する。なお、ここでいう日数計算は、検体の甲受領確認日を起算日とする。

(7) 甲は、乙に対し、分析受諾書、検体受領書、試験計画書、試験報告書を3週間以内に送付する。

(8) 甲は、本業務完了後、検体を別に定める期間保管した後廃棄する。

#### (対価の支払)

第5条 甲から、乙への試験報告書等の提出を以て分析完了とする。

- 2 甲は、試験報告書等を提出後、分析した検体数を月毎にとりまとめて、第3条に規定する対価（消費税額を含む）を乗じて算出した金額を業務料として、乙に請求する。
- 3 乙は、本条第2項の業務料を、請求書を受領した日から60日以内に甲の指定する銀行口座に振り込むことで支払うものとする。ただし、乙の責に帰したい事由がある場合はこの限りではない。
- 4 本条第3項の業務料を振り込む際の手数料は、乙の負担とする。

#### (再委託の禁止)

第6条 甲は、本業務の一部又は全部を第三者に委託してはならない。

#### (責任事項)

第7条 甲は、検体の輸送方法及び輸送中の事故に対して責任を負わない。

第8条 甲は、本業務により乙に損害が生じたときにおいても、その損害について一切の責任を負わない。

#### (守秘義務)

第9条 甲は、分析結果を乙の許可なく公表しない。

#### (個人情報)

第10条 甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取り扱う義務を負わなければならない。

2 甲及び乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に相手方の承認を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 相手方から預託を受けた個人情報を第三者に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
- (2) 相手方から預託を受けた個人情報をこの契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報を本契約の終了日又は解除をした後に速やかに相手方に返還しなければならない。ただし、甲及び乙が別に指示したときは、その指示によるものとする。

5 甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、相手方に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

6 本条第1項及び第2項の規定については、本契約の終了日又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(契約期間)

第11条 本契約の期間は、契約日から令和3年(2021年)3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない場合は、1年間更新するものとするが、令和4年(2022年)3月31日を最終期限とする。

(業務の遂行不可能な場合の措置)

第12条 甲又は乙は、天災地変その他、いずれの責にも帰することのできない不可抗力な事由により本業務を実施することが不可能となった場合は、甲、乙協議してその措置を決めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙のいずれかが本契約または関係法令、指針等に違反したとき、あるいは不法の行為を行ったときは、それぞれの相手方は本契約を解約し、相手方に故意または過失があると認められるときは、生じた損害を賠償させることができる。

(別途協議)

第14条 本契約の条項に疑義が生じたとき、本契約の内容を変更し、本契約を合意により解約しようとするとき、若しくは本契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の証として、本契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号  
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
イノベーションセンター長  
原田 良信 印

乙 \_\_\_\_\_ (住所)

\_\_\_\_\_ (申込機関名)

\_\_\_\_\_ (役職氏名) 印

## 暴力団排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

### (総則)

第1条 この特約条項は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

### (属性要件に基づく契約解除)

第2条 甲（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構をいう。以下同じ。）及び乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）は相手方が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 甲又は乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 甲又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 甲又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 甲又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### (行為要件に基づく契約解除)

第3条 甲又は乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### (損害賠償)

第4条 甲又は乙は、第2条及び第3条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより相手方に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 甲又は乙は、相手方が第2条及び第3条の規定によりこの契約を解除した場合においては、解除した年度において発生した業務料の合計額の10分の1に相当する額を違約金として相手方が指定する期間内に支払わなければならない。

### (不当介入に関する通報・報告)

第5条 甲又は乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

以上